主

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人大島正恒の上告趣意について。

しかし、あへん法にいうけし栽培者でないのに、けしの種を畑に播いて、これを発芽生育せしめた以上、その後においてあへんを採取することなく、右けしを引き抜いたとしても、同法四条違反の罪の既遂をもつて処断すべきものであるから、これと同趣旨の原判示は正当であつて、同法の解釈を誤つた違法は存しない。従つて所論違憲の主張はその前提を欠き、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三三年六月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔